



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第926号 令和8年3月19日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【条例】

番号	表題	担当課名
1	徳島県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例	防災対策推進課
2	徳島県行政手続条例の一部を改正する条例	法制監察課
3	徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	同
4	知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課
5	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	同
6	徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例	管財課
7	徳島県税条例等の一部を改正する条例	税務課
8	徳島県環境審議会設置条例の一部を改正する条例	サステナブル社会推進課
9	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例	保健福祉政策課
10	徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	健康寿命推進課 国保運営室
11	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	同

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
1 2	徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	農林水産政策課
1 3	県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	農山漁村振興課
1 4	道路法施行条例の一部を改正する条例	高規格道路課
1 5	徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育委員会
1 6	徳島県教育振興審議会設置条例の一部を改正する条例	同
1 7	徳島県高等学校等教育改革促進基金条例	同
1 8	徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例	同
1 9	金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例	公安委員会

【 規則 】

番 号	表 題	担当課名
5	徳島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	法制監察課
6	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
7	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	同
8	徳島県行政財産使用料規則の一部を改正する規則	管財課
9	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則	サステナブル社会推進課
1 0	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	地域共生推進課

**【規則】**

番号	表題	担当課名
1 1	徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則	医療政策課
1 2	老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	長寿いきがい課
1 3	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則の一部を改正する規則	障がい福祉課
1 4	徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則	漁業管理調整課
1 5	徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則	農林水産総合技術支援センター
1 6	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

**【訓令】**

番号	表題	担当課名
3	附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例**（条例第一号）

- 一 徳島県石油コンビナート等防災本部条例は、廃止することとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県行政手続条例の一部を改正する条例**（条例第二号）

- 一 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

- 二 この条例は、令和八年五月二十一日から施行することとした。

- 三 職員の退職手当に関する条例について、所要の整理を行うこととした。

● **徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例**（条例第三号）

- 一 徳島県公益認定等審議会の委員の資格について、公益信託に係る事項を追加することとした。

- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四号）

- 一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十七・五とすることとした。
- 二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。

- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和八年四月一日から施行することとした。

- 四 一については、令和七年十二月一日から適用することとした。

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第五号）

- 一 租税特別措置法の事務を処理する市町村の範囲を改めることとした。
- 二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例**（条例第六号）

- 一 来庁者以外の者が来庁者駐車場に自動車を駐車する場合の使用料の額を定めることとした。

- 二 一の使用料の納付の時期及び方法は、規則で定めることとした。

- 三 この条例は、令和八年八月一日から施行することとした。

● **徳島県税条例等の一部を改正する条例**（条例第七号）

- 一 公益信託に係る個人の県民税の所得割の寄附金税額控除等について、所要の整備を行うこととした。

- 二 公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとること等によってすることとした。

- 三 この条例は、令和九年一月一日から施行することとした。ただし、一の一部につい

ては令和八年四月一日から、二については地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **徳島県環境審議会設置条例の一部を改正する条例**（条例第八号）

- 一 徳島県環境審議会の委員の定数を三十人以内とすることとした。
- 二 この条例は、令和八年八月一日から施行することとした。

● **徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第九号）

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和八年五月一日から施行することとした。

● **徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例**（条例第十号）

- 一 基礎財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を改めることとした。
- 二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）

- 一 年齢調整後医療費指数の算定における著しく高額な医療に係る給付に要する費用で区域内市町村群において共同して負担する部分を改めることとした。
- 二 国民健康保険事業費納付金の算定に当たり必要となる次の係数等を定めることとした。
  - 1 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数
  - 2 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合
  - 3 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合
  - 4 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数
- 三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十二号）

- 一 次に掲げる条例について、林業に関する研修の実施体制の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。
  - 1 徳島県農林水産関係手数料条例
  - 2 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**（条例第十三号）

- 一 農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とした申請によらない土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）のうち、市町村が行うものについて、特別徴収金の徴収の対象とすることとした。
- 二 農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から連続して農業経営等の委託の期間若しくは農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらを合算した期間が十五年以上であるとき又はこれらの期間に連続して農地中間管理機構が当該農地中間管理機構関連事業に係る農用地の所有権を取得する場

合は、特別徴収金を徴収しないこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **道路法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）

一 道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設に係る道路の占用料の額を定めることとした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）

一 県立学校の職員の定数を二千五百四十二人に、県費負担教職員の定数を四千七百二人に改めることとした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県教育振興審議会設置条例の一部を改正する条例**（条例第十六号）

一 徳島県教育振興審議会の委員の定数を二十五人以内とすることとした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **徳島県高等学校等教育改革促進基金条例**（条例第十七号）

一 本県の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の促進のための事業に要する経費に充てるため、徳島県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

五 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）

一 知事が特別の事情があると認めたと者に係る授業料又は受講料は、知事が別に定めるところにより納付しなければならないこととした。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

● **金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例**（条例第十九号）

一 金属くず取扱業に関する条例は、廃止することとした。

二 この条例は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **徳島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第五号）

一 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を公示の方法によって行うに当たって公示事項を不特定多数の者が閲覧することができ、状態に置く措置をとる方法を定めることとした。

二 この規則は、令和八年五月二十一日から施行することとした。

● **特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第六号）

一 徳島県石油コンビナート等防災本部の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。

二 国民健康・栄養調査員の報酬の額を改定することとした。

三 旅費の額の特例について、職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。

四 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。ただし、一については、公布の日から施行することとした。

五 三について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第七号）

一 徳島県石油コンビナート等防災本部条例の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県行政財産使用料規則の一部を改正する規則（規則第八号）

一 徳島県行政財産使用料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和八年八月一日から施行することとした。

● 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第九号）

一 森林法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第十号）

一 生活保護法システム標準仕様書に定められた生活保護法に基づく申請書等の様式と重複する様式は、知事が別に定めることとした。

二 この規則は、令和八年三月三十日から施行することとした。

● 徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則（規則第十一号）

一 入学願書の様式について、入学試験手数料の証紙による徴収の廃止に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第十二号）

一 老人福祉法に基づく届出書等の標準様式と重複する様式は、知事が別に定めることとした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十三号）

一 事実の公表の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、意見の聴取の通知を公示の方法によって行うに当たって公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる方法を定めることとした。

二 この規則は、令和八年五月二十一日から施行することとした。

● 徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第十四号）

一 知事管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をしたときの報告の方法及び様式を定めることとした。

二 一に伴う所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

● 徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則（規則第十五号）

- 一 徳島県立農林水産総合技術支援センターの業務から、林業に関する研修を削除することとした。
  - 二 土壌分析装置の使用料の額を定めることとした。
  - 三 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学の入学試験手数料について徳島県収入証紙による収入の方法によらないこととするに伴う所要の整理を行うこととした。
  - 四 その他所要の整理を行うこととした。
  - 五 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。
- **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第十六号）**
- 一 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例の規定に基づく入学試験手数料について、証紙による徴収を廃止することとした。
  - 二 徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
  - 三 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

徳島県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第一号

徳島県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例

徳島県石油コンビナート等防災本部条例（昭和五十一年徳島県条例第六十三号）は、廃止する。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県条例第二号

徳島県行政手続条例の一部を改正する条例

徳島県行政手続条例（平成七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五条第三項」を「第十五条第三項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第三項及び第四項」に、「と、」を「と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」を「第十五条第三項及び第四項並びに」に、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

## 附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の徳島県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例若しくは規則において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第十五条第四項中「規則」とあるのは、「人事委員会規則」と読み替えるものとする。

徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第三号

徳島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

徳島県公益認定等審議会条例（平成二十年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に係る」を「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る」に改める。

### 附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

#### 徳島県条例第四号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

**第二条** 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

#### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて令和七年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

#### 徳島県条例第五号

徳島県のお務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県のお務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表七十四の項中「徳島市」を「徳島市 鳴門市」に改め、同表七十八の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項1中「、第三項又は第六項」を「又は第五項」に改め、同項2中「同条第二項」を「同条第二項本文」に改め、同項3中「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同項10中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項11中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、同項15及び20中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

#### 附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県条例第六号

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料の額は、当該各号に定める額とする。

一 電線、電柱その他の工作物及びその附属設備で規則で定めるものの設置のために使用する行政財産の使用料の額 規則で定める額

二 来庁者（所用のため県の庁舎を訪れる者をいう。以下同じ。）以外の者が当該庁舎の来庁者駐車場（来庁者のために県が設置する駐車場であつて、規則で定めるものをいう。）に自動車を駐車する場合の使用料の額 一台一時間につき二百円

第三条に次の一項を加える。

5 前項第二号に規定する使用料の額に係る使用時間は、一時間未満の場合は一時間とし、一時間未満の端数を生じた場合はその端数を一時間として計算するものとする。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第四項第二号に規定する使用料の納付の時期及び方法は、規則で定める。

第七条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

## 附則

この条例は、令和八年八月一日から施行する。

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県条例第七号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

### 第一条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「公示送達は、」を「公示送達は、公示事項(同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を徳島県税局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第二十条の七第一項中「及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に、「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第二条第一項」を「公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第六条若しくは附則第四条第一項」に、「若しくは教育委員会の許可を受けた」を「の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する」に改める。

第二十条の二十七第三項中「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

(徳島県税条例の一部改正)

### 第二条 徳島県税条例の一部を改正する条例(平成十九年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 令和八年四月一日

二 第一条中徳島県税条例第九条及び第二十条の二十七第三項の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（公示送達に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）第九条の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（個人の県民税に関する経過措置）

3 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新条例第二十条の七第一項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）以下「令和六年所得税法等改正法」という。）

附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、「公益信託に対するもの」とあるのは「公益信託に対するもの（令和六年所得税法等改正法附則第三条第一項に規定する特定公益信託のうち、公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第二条第一項の規定により知事又は教育委員会の許可を受けたものの信託財産とするために支出した金銭を含む。）」とする。

徳島県環境審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事  
後藤田正純

## 徳島県条例第八号

徳島県環境審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県環境審議会設置条例（平成六年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十人」を「三十人」に改める。

### 附則

この条例は、令和八年八月一日から施行する。

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事  
後藤田正純

## 徳島県条例第九号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十八の二の項及び八十八の三の項中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改め、同表の八十八の四の項中「第十四条第九項」を「第十四条第八項」に改め、同表の八十九の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表の八十九の二の項のイの(1)中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

### 附則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第十号

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「十万分の四十二」を「十万分の三十八」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

### 徳島県条例第十一号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第二十二条」に、「第十九条」を「第二十三条」に改める。

第九条第二項中「八十万円」を「九十万円」に改める。

第十九条を第二十三条とし、第四章中第十八条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

**第十九条** 算定政令第十一条の二第一項第二号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

**第二十条** 算定政令第十一条の二第一項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

**第二十一条** 算定政令第十一条の二第一項第二号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第二号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)

**第二十二條** 算定政令第十一条の二第五項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

**附則**

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第十二号

徳島県農林水産関係手数料条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正)

### 第一条 徳島県農林水産関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、別表の九十の項から九十三の項までに掲げる事務に係る手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表に次のように加える。

九十 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十九条第三項の規定に基づく機械集材装置運転特別教育

九十一 労働安全衛生法第七十六条第一項の規定に基づく技能講習

三、一三〇円

イ はい作業主任者技能講習 二、〇〇〇円

ロ 小型移動式クレーン運転技能講習 五、〇〇〇円

ハ フォークリフト運転技能講習 八、〇〇〇円

ニ 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削

---

九十二 林業架線作業主任者免許規程（昭和四十七年労働省告示第九十六号）第一条第五号の規定に基づく林業架線作業に関する講習

九十三 新たに林業に就業するために必要な森林林業に関する基本的な知識及び林業労働安全に関する研修

---

用）運転技能講習 一三、〇〇〇円

ホ 玉掛け技能講習 九、〇〇〇円

一七、〇〇〇円

一、〇三〇円

---

（徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第二条** 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「又は林業」を削る。

第四条から第六条までを次のように改める。

**第四条から第六条まで** 削除

第十条第一項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

附則第四項中「第八条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とする。

**附 則**

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 徳島県条例第十三号

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2 県は、法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業及び法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する法第八十七条の三第一項の規定により市町村が行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」と総称する。）の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項各号（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる者が、法第八十七条の三第七項（法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第八十七条第五項の規定による当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から当該農地中間管理機構関連事業の工事完了公告日の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過しない間に当該各号に定める場合に該当することとなる場合には、その者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、特別徴収金を徴収する。ただし、当該農地中間管理機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から連続して農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構に農業の経営若しくは農作業の委託をした期間若しくは同条第五項に規定する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間が存する場合において、これらの期間を合算した期間が十五年以上であるとき又はこれらの期間に連続して農地中間管理機構が当該農地中間管理機構関連事業に係る農用地の所有権を取得する場合にあつては、この限りでない。

一 県が行うもの イ及びロに掲げる額を合算した額

イ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を差し引いた額

(1) 当該農地中間管理機構関連事業に要する費用の額を法第九十一条の二第六項各号に定める場合に該当することとなる行為（以下「目的外用途供用行

為等」という。)に係る土地の面積に割り振つて得られる額

(2) 当該農地中間管理機構関連事業につき、法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金を当該目的外用途供用行為等に係る土地の面積に割り振つて得られる額

ロ 目的外用途供用行為等により遊休化する施設を当該施設の目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を差し引いた額

(1) 当該収入額から当該目的外用途供用行為等に係る土地に係るものを差し引いた額

(2) (1)の額に当該農地中間管理機構関連事業に要する費用のうち法第九十一条第六項の規定により市町村に負担させる割合を乗じた額

二 市町村が行うもの 当該農地中間管理機構関連事業に対し県が交付する補助金の額(法第二百二十六条の規定により国が交付する補助金の額を除く。)を目的外用途供用行為等に係る土地の面積に割り振つて得られる額

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第十四号

道路法施行条例の一部を改正する条例

道路法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表令第七条第九号に掲げる施設及び令第七条第十二号に掲げる器具の項を次のように改める。

令第七条第九号に掲げる施設	建築物				一年	占用面積一平方メートルにつき	時価に〇・〇〇六を 乗じて得た額	時価に〇・〇〇八を 乗じて得た額
	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの			時価に〇・〇〇九を 乗じて得た額	時価に〇・〇一一を 乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	高架の道路の路面下に設ける施設であつて規則で定めるもの	一年	一日	占用面積一平方メートルにつき	一年	占用面積一平方メートルにつき	時価に〇・〇〇〇五を 乗じて得た額	時価に〇・〇〇〇六を 乗じて得た額
	その他のもの						時価に〇・〇〇〇六を 乗じて得た額	時価に〇・〇〇〇八を 乗じて得た額

令第七条第十四号に掲げる施設

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

時価に〇・〇三四を乗じて得た額

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第十五号

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、五三九人」を「二、五四二人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七二九人」を「四、七〇二人」に改める。

### 附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県教育振興審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事  
後藤田正純

徳島県条例第十六号

徳島県教育振興審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県教育振興審議会設置条例（平成六年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「五十人」を「二十五人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

## 徳島県条例第十七号

徳島県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

**第一条** 本県の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の促進のための事業に要する経費に充てるため、徳島県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第二条** 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第六条** 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事  
後藤田正純

#### 徳島県条例第十八号

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例

徳島県立学校使用料、手数料徴収条例（昭和二十三年徳島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、同項ただし書を削る。

第四条の二中「に係る授業料又は受講料については、前条第一項及び第三項」を「その他知事が特別の事情があると認めた者に係る授業料又は受講料は、前条」に改める。

#### 附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第十九号

金属くず取扱業に関する条例を廃止する条例

金属くず取扱業に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第五十六号）は、廃止する。

#### 附則

- 1 この条例は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 徳島県規則第五号

徳島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県行政手続条例施行規則（平成七年徳島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

**第二条** 徳島県行政手続条例第十五条第四項（同条例第二十二条第三項及び第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

## 附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

## 徳島県規則第六号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「車賃及び旅行雑費」を「その他の交通費」に改める。

別表の一の徳島県石油コンビナート等防災本部の項を削る。

別表の二の国民健康・栄養調査員の項中「九、二〇〇円」を「九、七〇〇円」に改める。

### 附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表の一の徳島県石油コンビナート等防災本部の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則第二条の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 徳島県規則第七号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

。 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

。 別表第二防災対策推進課の項第十一号中「及び徳島県石油コンビナート等防災本部」を削る。

別表第八中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七十九号まで一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第八号

徳島県行政財産使用料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県行政財産使用料規則の一部を改正する規則

徳島県行政財産使用料規則（昭和五十四年徳島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

「第三条第四項」を「第三条第四項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

## 徳島県規則第九号

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号イ中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

## 徳島県規則第十号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「様式第一号」を「生活保護申請書」に改め、同条第二項中「様式第二号」を「保護変更申請書（傷病届）」に改め、同条第三項中「様式第三号」を「葬祭扶助申請書」に改め、同条第四項第一号中「（様式第四号）」を削り、同項第二号中「（様式第五号）」を削り、同項第三号中「（様式第六号）」を削り、同項第四号中「（様式第七号）」を「（様式第一号）」に改め、同項第五号中「（様式第八号）」を削り、同項第六号中「（様式第九号）」を削り、同項第七号中「（様式第十号）」を削り、同項第八号中「（様式第十一号）」を削り、同項第九号中「（様式第十二号）」を削り、同項第十号中「（様式第十三号）」を削り、同項第十一号中「（様式第十三号の二）」を削り、同項第十二号中「（様式第十四号）」を削る。

第五条第一項中「（様式第十五号）」、「（様式第十六号）」及び「（様式第十七号）」を削る。

第六条中「（様式第十八号）」を削る。

第七条第一項中「（様式第十九号）」を削り、同条第二項中「（様式第二十号）」を削る。

る。

第八条第一項中「（様式第二十一号）」を削り、同条第二項中「（様式第二十二号）」を削り、同条第三項中「（様式第二十二号の二）」を「（様式第二号）」に改め、同条第四項中「（様式第二十二号の三）」を「（様式第三号）」に改める。

第九条中「（様式第二十三号）」を「（様式第四号）」に改める。

第十条第一項中「（様式第二十四号）」を「（様式第五号）」に改める。

第十一条第一項中「（様式第二十五号）」を削る。

第十二条中「（様式第二十六号）」を「（様式第六号）」に改める。

第十三条第一項中「（様式第二十七号）」を「（様式第七号）」に改め、同条第二項中

「（様式第二十八号）」を「（様式第八号）」に改める。

第十四条を削る。

第十五条第一項中「（様式第二十九号）」を「（様式第九号）」に改め、同条第二項中「（様式第三十号）」を「（様式第十号）」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条の見出しを「（保護施設廃止（事業縮小・休止）報告書等）」に改め、同条第一項中「保護施設廃止（事業縮小・休止）報告（通知）書（様式第三十一号）」を「保護施設廃止（事業縮小・休止）報告（通知）書（様式第十一号）」に、「縮少し」を「縮少し」に改め、同条第二項中「（様式第三十二号）」を「（様式第十二号）」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条を削る。

第十八条中「（様式第三十四号）」を「（様式第十三号）」に改め、同条を第十六条と

する。

第十九条第一号中「(様式第三十五号)」を「(様式第十四号)」に改め、同条を第七条とする。

第二十条第一項中「様式第三十六号」を「就労自立給付金申請書」に改め、同条第二項中「(様式第三十七号)」を削り、同条を第十八条とする。

第二十一条第一項中「様式第三十八号」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条第二項中「(様式第三十九号)」を削り、同条を第十九条とする。

第二十二条中「(様式第四十一号)」を「(様式第十五号)」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条中「(様式第四十二号)」を「(様式第十六号)」に改め、同条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とする。

第二十五条中「法第七十七条の二第一項の規定による徴収金の納入に係る場合にあつては様式第四十三号に、法第七十八条第一項の規定による徴収金の納入に係る場合にあつては様式第四十四号」を「徴収金納入申出書」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(申請書等の様式)

**第二十四条** この規則に定める申請書等の様式は、この規則に定めるもののほか、知事が別に定める。

第二十六条を第二十五条とする。

様式第一号から様式第六号までを削る。

様式第七号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第八号から様式第二十二号までを削る。

様式第二十二号の二中「ぢぢぢ」を「ぢぢぢ」に、「、」を「、」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第二十二号の三中「ぢぢぢ」を「ぢぢぢ」に、「、」を「、」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第二十三号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二十四号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二十五号を削る。

様式第二十六号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第二十七号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第二十八号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第二十九号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に、「、」を「、」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第三十号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に、「、」を「、」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第三十一号中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」と、「保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書」を「保護施設廃止(事業縮小・休止)報告(通知)書」に、「、」を「、」と、「縮小しました」を「縮小しました」と、「縮小の」を「縮小の」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第三十二号中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に、「」を「」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第三十三号を削る。

様式第三十四号中「(第18条関係)」を「(第16条関係)」に、「」を「」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第三十五号中「(第19条関係)」を「(第17条関係)」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第三十六号から様式第四十号までを削る。

様式第四十一号中「(第22条関係)」を「(第20条関係)」に、「」を「」に改め、同様式を様式第十五号とする。

様式第四十二号中「(第23条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を様式第十六号とする。

様式第四十三号及び様式第四十四号を削る。

#### 附 則

この規則は、令和八年三月三十日から施行する。

徳島県規則第十一号

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則

徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「」を「」に改め、

徳島県収入証
--------

を削る。

徳島県収入証
--------

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

## 徳島県規則第十二号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「様式第一号の」を削る。

第三条中「様式第二号の」を削る。

第四条中「様式第三号の」を削る。

第五条中「様式第四号の」を削る。

第六条第一項中「様式第五号の」を削り、同条第二項中「様式第五号の二の」を削り、

同条第三項中「様式第六号の」を削り、同条第四項中「様式第七号の」を削る。

第七条を削る。

第八条の見出しを「（老人デイサービスセンター等事業変更届）」に改め、同条中「様式第八号の老人デイサービスセンター等変更届」を「老人デイサービスセンター等事業変更届」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「様式第九号の」を削り、同条第二項中「様式第十号の」を削り、同条第三項中「様式第十一号の」を削り、同条を第八条とする。

第十条中「様式第十二号の」を削り、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「様式第十三号の」を削り、同条第二項中「様式第十四号の」を削り、同条を第十条とする。

第十二条を削る。

第十三条第一項中「様式第十六号」を「様式第一号」に改め、同条第二項中「様式第十七号」を「様式第二号」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条第一項中「様式第十八号」を「様式第三号」に改め、同条第二項中「様式第十九号の軽費老人ホーム事業変更許可申請書」を「様式第四号の軽費老人ホーム変更許可申請書」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条の見出しを「（軽費老人ホーム廃止届）」に改め、同条中「様式第二十号の軽費老人ホーム事業廃止届」を「様式第五号の軽費老人ホーム廃止届」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条第一項中「様式第二十一号」を「様式第六号」に改め、同条第二項中「様式第二十二号」を「様式第七号」に、「様式第二十三号」を「様式第八号」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条第一項中「様式第三十六号の」を削り、同条第二項中「様式第三十七号の」を削り、同条第三項中「様式第三十八号の」を削り、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（届出書等の様式）

**第十六条** この規則に定める届出書、申請書等の様式は、この規則に定めるもののほか、知事が別に定める。

様式第一号から様式第十五号までを削る。

様式第十六号中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第十七号中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第十八号中「(第14条関係)」を「(第12条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第十九号中「(第14条関係)」を「(第12条関係)」に、「軽費老人ホーム事業実施許可申請書」を「軽費老人ホーム変更許可申請書」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二十号中「(第15条関係)」を「(第13条関係)」に、「,」を「、」に、「軽費老人ホーム事業廃止届」を「軽費老人ホーム廃止届」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二十一号中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第二十二号中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第二十三号中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に、「老人福祉センター事業廃止届」を「老人福祉センター廃止届」に、「,」を「、」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第二十四号から様式第三十八号までを削る。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

### 徳島県規則第十三号

障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則の一部を改正する規則

障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則（平成二十七年徳島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

2 前項において準用する徳島県行政手続条例第十五条第四項の規則で定める方法については、徳島県行政手続条例施行規則（平成七年徳島県規則第七十三号）第二条の規定を準用する。

#### 附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

## 徳島県規則第十四号

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

徳島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和二年徳島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第一項」を「第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改める。  
第二条第一項中「第三十条第一項」を「第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改め、同条第三項第一号中「報告」を「報告（次号に掲げる報告を除く。）」に改め、同項第三号中「様式第三号」を「様式第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「次号」を「次号及び第五号」に、「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 法第三十条第二項の漁獲割当管理区分以外の管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告（次号に掲げる報告を除く。） 様式第四号

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第十七条第一項の漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告 様式第二号

様式第一号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に、「あつては、」を「あつては、」に、「基づき、」を「基づき、」に、「次」を「次に」に改め、同様式の備考1から3までの規定中「、」を「、」に改め、同様式の備考4を削り、同様式の備考5中「、」を「、」に改め、同備考5を同様式の備考4とし、同様式の備考6中「、」を「、」に改め、同備考6を同様式の備考5とする。

様式第三号中「、」を「、」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に、「あつては、」を「あつては、」に、「基づき、」を「基づき、」に、「次」を「次に」に、「委任状」を「委任状」に、「許可番号、」を「許可番号、」に、「省略する」を「省略する」に、「船舶」を「船舶」に、「田」に「鱸」を「田」に「鱸」に、「いけす」を「、いけす」に改め、同様式の備考5を削り、同様式を様式第三号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第4号（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書  
（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁業法第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には、委任状を添付すること。
- 2 「許可番号又は免許番号」欄には、次に掲げる事項を記入すること。ただし、許可番号、免許番号又は承認番号のいずれも持たない場合には、省略すること。
  - (1) 許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては、許可番号
  - (2) 漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては、免許番号
  - (3) 海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合にあつては、承認番号
- 3 「陸揚げした日」欄には、くろまぐろの養殖用種苗の報告の場合には、いけすに入れた日又は移送用の仮いけすに入れた日のいずれか早い日を記入すること。

様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

漁業法第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数			
船舶等の名称			

備考

- 1 代理人を用いて報告をする場合には、委任状を添付すること。
- 2 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には、表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 3 「漁獲割当割合設定通知書の番号」欄には、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載すること（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」欄には、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入すること。
- 5 「特別管理特定水産資源ごとの陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数」欄の陸揚げした日は、くろまぐろの養殖用種苗の報告の場合には、いけすに入れた日又は移送用の仮いけすに入れた日のいずれか早い日を記入すること。

## 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の様式第一号、様式第三号及び様式第五号に相当する改正前の様式第一号から様式第三号までによる用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県規則第十五号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 林業に関する研修（第二条―第五条）」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

### 第二章 削除

#### 第二条から第五条まで 削除

第七条中「条例」を「徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号。以下「条例」という。）」に、「（様式第二号の二）」を「（様式第一号）」に改める。

第八条中「（様式第二号の三）」を「（様式第二号）」に改める。

第九条第一項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「（様式第二号の四）」を「（様式第二号の二）」に改める。

別表第一農業関係機械器具使用料の項に次の一号を加える。

#### ―九 土壌分析装置

様式第一号から様式第二号までを削る。

様式第二号の二中「。」を「。」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第二号の三中「。」を「。」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第二号の四中「。」を「。」に改め、同様式を様式第二号の二とする。

様式第三号を次のように改める。

―一 式一時間

―一、七六〇円

様式第3号（第18条関係）

入 学 願 書

年 月 日

徳島県知事 殿

現 住 所

ふりがな

氏 名

〔旧 姓〕  
又は通称

( )

電話番号

年 月 日生

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校に入学したいので、関係書類を添えて次のとおり出願します。

	本 科	コ ー ス	第1希望	コース
			第2希望	コース
	研 究 科	希望する 修学期間	1 年 制	
			2 年 制	

- 注 1 卒業証書又は修了証書に旧姓又は通称の併記を希望する場合は、当該旧姓又は通称を記入してください。
- 2 入学を希望する科に○印を付けてください。
- 3 本科にあっては、希望するコースを記入してください。
- 4 研究科にあっては、1年制又は2年制のいずれかに○印を付けてください。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県規則第十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項に次の一号を加える。

三百五十五の十九 林業に関する研修手数料

別表第一徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）の項を次のように改める。

徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）	五百三十七 削除
	五百三十八 調停申請手数料
	五百三十九 仲裁申請手数料
	五百四十 調停手続参加申立て手数料
	五百四十一から五百四十四まで 削除

別表第一徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第十号）の項を削り、同表徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の項第五百四十四号の二を次のように改める。

五百四十四の二 削除

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般

徳島県南部総合県民局

附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の指定に関する訓令（平成十七年徳島県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県石油コンビナート等防災本部の項を削る。

附 則

この訓令は、令和八年三月十九日から施行する。